

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	学校保健安全法による医療の援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江別市は、学校保健安全法による医療の援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

江別市教育委員会

公表日

令和8年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法による医療の援助に関する事務
②事務の概要	<p>学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であり、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法第24条の援助の対象となる者(生活保護法第6条に規定される要保護・準要保護者)に対して支給する学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に要した費用の支給に関する事務 <p>【情報連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。
③システムの名称	教育的援助システム/口座管理システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
教育的援助情報ファイル/口座管理ファイル/宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 番号法別表第40の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第63の項</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42、125、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育部学校教育支援室学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育部学校教育支援室学校教育課: 〒067-0074 北海道江別市高砂町24番地の6 ☎011-382-4141
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[O] 内部監査
		[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	I-5②所属長	学校教育課長 金子 武史	学校教育課長 廣田 修	事後	
平成28年8月5日	II-1いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年8月5日	II-2いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成30年7月6日	I-5②所属長の役職名	学校教育課長 廣田 修	学校教育課長	事後	※様式変更
令和1年6月30日	IV-1~9様式の追加			事後	※様式変更
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号	第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号	事後	
令和3年9月1日	II-1いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	※再評価の実施
令和3年9月1日	II-2いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	※再評価の実施
令和7年10月1日	I-3法令上の根拠	別表第一第27の項	別表第一第40の項	事後	
令和7年10月1日	I-4②法令上の根拠	第38の項	第63の項	事後	
令和7年10月1日	II-1~2いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	※再評価の実施
令和7年10月1日	I-1②事務の概要	<p>【情報連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。 番号法別表第二に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。 	<p>【情報連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。 	事後	
令和7年10月1日	I-3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第27の項 ○番号法別表第一主務省令 ・第23条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条 番号法別表第40の項 	事後	
令和7年10月1日	I-4②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二 第38の項 ○番号法別表第二主務省令 第24条 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第63の項 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42、125、161の項 	事後	
令和7年10月1日	I-9様式の追加			事後	※様式変更
令和7年10月1日	IV-8・11様式の追加			事後	※様式変更